

## 孤独・孤立対策の今後の更なる推進方策について

## 1. 背景

- 単身世帯や高齢者世帯の増加により、今後も孤独・孤立の問題の更なる深刻化が懸念される中、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制を整備することが必要。
- 政府においては、これまで内閣官房の所掌の範囲内において、対策を進める上での基礎となる体制や政策基盤の整備を行ってきたところ。今後は、現在の試行又はモデル開発の段階から本格実施の段階へ進めていくことが必要。
- こうしたことを踏まえ、内閣官房において、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するための基盤となる法の整備について検討中。

## 2. 法案の概要

## ○ 趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部（仮称）の設置等について定める。

## ○ 骨子案

## ①基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ・社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ること
- ・当事者等の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること
- ・当事者等が自らの意思によって社会や他者との関わりを持つことにより日常生活等を円滑に営むことができるようになるため、必要な支援が行われること

## ②関係者の責務等

- ・国は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関する施策を策定、実施する責務を有する。
- ・地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の

地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定、実施する責務を有する。

- ・国民は、当事者に対する関心と理解を深めるとともに、国・地方公共団体が実施する孤独・孤立対策に関する施策に協力するよう努める。
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民）は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

### ③基本的な施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成、地方公共団体及び当事者や家族等への支援を行う者に対する支援、実態に関する調査研究の推進【国】
- ・国民の理解増進、相談支援、関係者の連携・協働の促進、人材の確保・養成・資質向上【国及び地方公共団体】

### ④推進体制

- ・内閣府に孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・地方公共団体は孤独・孤立対策地域協議会（関係機関等で構成され支援内容等に関する協議を行う）を置くよう努める。
- ・協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会の構成機関等のうちから一の機関又は団体を調整機関として指定することができる。調整機関は、必要な支援が適切に行われるよう構成機関等相互の連絡調整を行う。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。